

有機農産物及び有機加工食品の J A S 規格の Q & A 改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

新	旧
<p>I 有機農産物の生産行程管理者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(問 1 - 3) 認定されたほ場や採取場について有効期間はありますか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>認定ほ場について、認定の有効期限は定められていません。ただし、認定後は 1 年に 1 回以上登録認定機関による調査を受け、J A S 規格に定める「ほ場」の基準又は「採取場」の基準に適合していることの確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、以下の例など、<u>J A S 法施行規則第 4 6 条第 1 項第三号のへ及びトに該当する</u>場合には登録認定機関により生産行程管理者の認定が取消されることとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事前に格付の表示を付した農林物資を譲渡、陳列した場合、不適正な格付の表示を除去・抹消しなかった場合、不適正な格付の表示を付した場合、又は格付の表示と紛らわしい表示を付した場合並びに包装資材等の再使用の制限の規定に違反したとき。 (2) 認定の技術的基準に適合しなくなったとき。 (3) <u>J A S 法第 1 9 条の 2 の規定に基づいて農林水産大臣が行う改善命令又は格付の表示の除去若しくは抹消命令に違反したとき。</u> (4) <u>J A S 法第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて農林水産大臣が行う報告や物件の提出の求めに従わず、若しくは虚偽の報告や虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは J A S 法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づいて農林水産省の職員若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u> (5) 不正な手段により認定を受けたとき。 <p>II 有機加工食品の生産行程管理者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(問 2 - 3) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機 J A S マークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>J A S 法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定により同等の制度を有する国として省令で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取決めにに基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等について J A S 認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認定輸入業者が有機 J A S マークを付することができます。</p>	<p>II 有機農産物の生産行程管理者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(問 1 - 3) 認定されたほ場や採取場について有効期間はありますか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>認定ほ場について、認定の有効期限は定められていません。ただし、認定後は 1 年に 1 回以上登録認定機関による調査を受け、J A S 規格に定める「ほ場」の基準又は「採取場」の基準に適合していることの確認を受ける必要があります。</p> <p>なお、以下の場合には登録認定機関により生産行程管理者の認定が取消されることとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事前に格付の表示を付した農林物資を譲渡、陳列した場合、不適正な格付の表示を除去・抹消しなかった場合、不適正な格付の表示を付した場合、又は格付の表示と紛らわしい表示を付した場合並びに包装資材等の再使用の制限の規定に違反したとき。 (2) 認定の技術的基準に適合しなくなったとき。 (3) 法第 1 9 条の 2 の規定に基づいて農林水産大臣が行う改善命令又は格付の表示の除去若しくは抹消命令に違反したとき。 (4) 法第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて農林水産大臣が行う報告の求めに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づいて農林水産省の職員が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 (5) 不正な手段により認定を受けたとき。 <p>II 有機加工食品の生産行程管理者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(問 2 - 3) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機 J A S マークの付してある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのですか。</p> </div> <p>(答)</p> <p>J A S 法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定により同等の制度を有する国として省令で定められた国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取極に基づき認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、その生産基準や当該外国内における流通上の取扱い等について J A S 認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品と同等であることから、我が国において輸入された場合、認定輸入業者が有機 J A S マークを付することができます。</p>

Ⅲ 小分け業者

(問 3 - 5) 小分け業者の認定を取得していない小売店において、有機ほうれん草のしおれた部分を除去する作業を行うことは可能ですか。

(答)

有機農産物のしおれた部分を除去するだけの作業であれば、小分けの業務には当たらないので、認定事業者でなくても行うことができます。

Ⅳ 輸入業者

(問 4 - 4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機 J A S マークを貼付することはできますか。

(答)

1 認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

2 なお、米国及びカナダとの同等性協定では、上記②の範囲について、当該国以外で生産され、当該国の基準に基づく認証を受けた指定農林物資をそれぞれの当該国内で包装したものも対象としています。米国及びカナダからの指定農林物資の輸入に係る詳細は、農林水産省ホームページ（下記 URL）をご覧ください。

有機食品の検査認証制度（有機農産物等の輸出入に関する情報）

(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

(問 4 - 5) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機 J A S マークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

(答)

1 A国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）が、B国に輸入され、B国において新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国であるB国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要になります。

2 B国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、

Ⅲ 小分け業者

(問 3 - 5) 小分け業者の認定を取得していない小売店において、有機ほうれん草のしおれた部分を除去する作業を行うことは可能ですか。

(答)

しおれた部分を除去するだけの作業であれば、小分けの業務には当たらないので、認定事業者でなくても行うことができます。

Ⅳ 輸入業者

(問 4 - 4) 同等性を有しているA国の制度に基づいて同等性を有していないB国内で生産された有機食品を、A国を経由して輸入した場合、A国の証明書を基に有機 J A S マークを貼付することはできますか。

(答)

1 認定輸入業者が外国制度で格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）を輸入して格付の表示を付することができる場合は、①当該物資の輸出国が同等国であり、②当該物資が当該同等国の国内で生産及び格付され、③当該同等国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書又はその写しが添付されている場合に限られます。

したがって、当該物資の原産国が同等性を有しないB国である指定農林物資については、認定輸入業者は格付の表示を行うことはできません。

2 なお、米国との同等性協定では、上記②の範囲について、米国以外で生産され、米国農務省全米有機プログラム基準に基づく認証を受けた指定農林物資を米国で包装したものも対象としています。米国からの指定農林物資の輸入に係る詳細は、以下のページをご覧ください。

(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

(問 4 - 5) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機 J A S マークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

(答)

1 A国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）が、B国に輸入され、B国において新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国であるB国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要になります。

2 B国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、

①又は②のどちらかの書類を有することにより、J A Sマークを貼付することが出来ます。

① A国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書

② B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行ったA国の機関の名称及び住所がわかる書類

A国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A国の機関が発行したA国の生産行程管理者とB国の事業者との取引証明書やA国の生産行程管理者の認証書等が該当しますが、認証書等の場合は、日本へ輸出される指定農林物資が当該指定農林物資であることを特定するため、A国からB国に輸出された際のインボイス等の書類も必要となります。

3 なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合には、新しい属性が付加されたとみなされ、B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要となります。

4 また、A国、B国がともにEU加盟国である場合、EU加盟国のいずれかの国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書を有していれば、認定輸入業者はJ A Sマークを貼付することが出来ます。

(問4-9) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者にJ A Sマークの貼付を委託する場合、委託契約の内容はどのようなものになるのですか。

(答)

委託契約書の例は以下のとおりです。

なお、認定輸入業者は、委託する業務の内容について、あらかじめ格付表示規程に具体的に規定しておく必要があります。

有機J A Sマークの貼付業務に関する委託契約書(乙がEU加盟国内事業者の場合の例)

農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十五条の二に基づき登録認定機関の認定を受けた輸入業者(以下「甲」という。)とEU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者(以下「乙」という。)は、有機農産物又は有機農産物加工食品(EUの格付の制度に基づき格付が行われたものに限る。以下「有機食品」という。)への有機J A Sマーク(以下単に「マーク」という。)の貼付に関する業務について、委託契約(以下「本契約」という。)を次のとおり締結する。

(委託契約)

第一条 甲は乙に対し、以下の業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 乙は、マーク貼付の担当責任者を選任し、当該担当責任者に対し、甲が指定する資料により、マーク貼付の対象となる有機食品の範囲、マークの様式及び送り状の記載方法等の内容を把握させる。

(2) 乙は、甲が指定する様式のマーク又は甲が送付するマークを、甲向けに出荷する有機食品

①又は②のどちらかの書類を有することにより、J A Sマークを貼付することが出来ます。

① A国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書

② B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行ったA国の機関の名称及び住所がわかる書類

A国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A国の機関が発行したA国の生産行程管理者とB国の事業者との取引証明書やA国の生産行程管理者の認証書等が該当しますが、認証書等の場合は、日本へ輸出される指定農林物資が当該指定農林物資であることを特定するため、A国からB国に輸出された際のインボイス等の書類も必要となります。

3 なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合には、新しい属性が付加されたとみなされ、B国の政府機関又は準政府機関が発行した証明書が必要となります。

(問4-9) 認定輸入業者が同等性を有している国の制度に基づき認定された事業者にJ A Sマークの貼付を委託する場合、委託契約の内容はどのようなものになるのですか。

(答)

委託契約書の例は以下のとおりです。

なお、認定輸入業者は、委託する業務の内容について、あらかじめ格付表示規程に具体的に規定しておく必要があります。

有機J A Sマークの貼付業務に関する委託契約書(乙がEU加盟国内事業者の場合の例)

農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十五条の二に基づき登録認定機関の認定を受けた輸入業者(以下「甲」という。)とEU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者(以下「乙」という。)は、有機農産物又は有機農産物加工食品(EUの格付の制度に基づき格付が行われたものに限る。以下「有機食品」という。)への有機J A Sマーク(以下単に「マーク」という。)の貼付に関する業務について、委託契約(以下「本契約」という。)を次のとおり締結する。

(委託契約)

第一条 甲は乙に対し、以下の業務(以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 乙は、マーク貼付の担当責任者を選任し、当該担当責任者に対し、甲が指定する資料により、マーク貼付の対象となる有機食品の範囲、マークの様式及び送り状の記載方法等の内容を把握させる。

(2) 乙は、甲が指定する様式のマーク又は甲が送付するマークを、甲向けに出荷する有機食品

に貼付する。

(3) 乙は、甲向けに出荷する有機食品に、名称、ロット番号並びにマークを貼付した有機食品の数量及び出荷日を記載した送り状を添付するとともに、その写しを保存する。

(4) 乙は、マークの貼付について甲から照会があったときには適切に対応する。

(費用)

第二条 本業務の委託に関する費用は、無償とする。

(契約期間・契約更新)

第三条 契約期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

2 契約期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(再委託)

第四条 乙は、本業務の全部を一括して第三者（EU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者に限る。）に委託すること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、あらかじめ甲の承認を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

(秘密保持)

第五条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間終了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(担保責任)

第六条 乙がマークの貼付義務を履行するにあたり、重大な瑕疵があった際は、乙はその際の損害等の一切の費用を負担する。

(解除)

第七条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) どちらか一方が、認定機関から認定の取消し、停止等の処分を受けたとき

(2) どちらか一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないとき

(3) 相手方への重大な背信行為等、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

(協議)

第八条 この契約に定めのない事項又は、この契約条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

に貼付する。

(3) 乙は、甲向けに出荷する有機食品に、名称、ロット番号並びにマークを貼付した有機食品の数量及び出荷日を記載した送り状を添付するとともに、その写しを保存する。

(4) 乙は、マークの貼付について甲から照会があったときには適切に対応する。

(費用)

第二条 本業務の委託に関する費用は、無償とする。

(契約期間・契約更新)

第三条 契約期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。

2 契約期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(再委託)

第四条 乙は、本業務の全部を一括して第三者（EU加盟国内でEU有機規則に基づく認定を受けた事業者に限る。）に委託すること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、あらかじめ甲の承認を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

(秘密保持)

第五条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間終了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(担保責任)

第六条 乙がマークの貼付義務を履行するにあたり、重大な瑕疵があった際は、乙はその際の損害等の一切の費用を負担する。

(解除)

第七条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) どちらか一方が、認定機関から認定の取消し、停止等の処分を受けたとき

(2) どちらか一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されないとき

(3) 相手方への重大な背信行為等、本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

(協議)

第八条 この契約に定めのない事項又は、この契約条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

20××年○月○日

甲 住所
会社名
代表者

乙 住所
会社名
代表者

(問4-13) 外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関は、その機関が所在する国の認証事業者のみに日本向け指定農林物資の証明書を発行できるのですか。

(答)

外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関（以下この問において「準政府機関」という。）は、その機関が所在する国の認証事業者に対してのみ日本向け指定農林物資に係る証明書を発行することができるのが原則ですが、EU加盟国内に所在する準政府機関は、その機関が所在する国の認証事業者だけでなく、EU加盟国内の認証事業者に対して日本向け指定農林物資の証明書を発行することができます。証明書発行が可能な機関については、農林水産省のホームページ（下記URL）に掲載しています。

有機食品の検査認証制度（有機農産物等の輸出入に関する情報）

(http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)

V 日本農林規格

1 有機農産物の日本農林規格

(第2条関係)

(問6-5) 平成27年12月の規格改正により新たに有機農産物の日本農林規格に生産の方法についての基準が規定されたスプラウト類は、どのようなものが該当しますか。

(答)

1 平成27年12月の規格改正により生産の方法についての基準が規定されたスプラウト類は、生産にあたって種子に液肥等の栄養分を与えず水のみを使用したもの（ほ場を除く栽培場において栽培されたものに限る。）をいいます。

2 次の農産物については、有機農産物の日本農林規格のスプラウト類には該当しません。

(1) いわゆるベビーリーフのように、生産にあたって水だけでなく液肥等の栄養分を与えるもの

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

2013年○月○日

甲 住所
会社名
代表者

乙 住所
会社名
代表者

(問4-13) 外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関は、その機関が所在する国の認証事業者のみに日本向け指定農林物資の証明書を発行できるのですか。

(答)

外国の政府機関に準ずるものとして指定された機関（以下この問において「準政府機関」という。）は、その機関が所在する国の認証事業者に対してのみ日本向け指定農林物資に係る証明書を発行することができるのが原則ですが、EU加盟国内に所在する準政府機関は、その機関が所在する国の認証事業者だけでなく、EU加盟国内の認証事業者に対して日本向け指定農林物資の証明書を発行することができます。

V 日本農林規格

1 有機農産物の日本農林規格

(第2条関係)

(新設)

(2) にんにくの芽、はじかみなど種子から生産しないもの

(3) 発芽玄米、芽にんにくなど、芽出しを行うが、芽のみではなく玄米やにんにく自体を食用にすることを目的とするもの

なお、これらの農産物も、日本農林規格の基準に適合するものであれば、有機農産物として格付することができます。

3 ほ場において栽培されたスプラウト類についても、これまでどおり有機農産物として格付することができます（問9－4参照）。

V 有機農産物の日本農林規格 (第3条関係)

(問7－4) 農産物を製造、加工したものは有機農産物の日本農林規格の対象とはならないと思われませんが、製造、加工したものはどの程度のものまでを指していますか。精米も加工に含まれますか。

(答)

製造、加工か否かの判断は、当該農産物に加えられた行為等の事情を考慮し、社会通念に照らして判断されることとなります（具体的には、「製造」とは、その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。「加工」とは、あるものを原材料として、その本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。）。農産物の場合、加工の概念に即していくつかを例示すれば、例えば加熱、味付け、粉挽き、搾汁、塩蔵などは「加工」に当たると考えられるのに対し、単なる切断や輸送、貯蔵のための乾燥などは加工に当たらないと解されます。ただし、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）の別表第1で示される切り干し大根、干し柿、干し芋、ハーブティ（乾燥ハーブ）は加工に該当します。

また、精米工程は加工に当たらないことから、精米は食品表示基準にあるとおり有機農産物の日本農林規格の対象となります。

(問7－6) 有機農産物の生産行程管理者が茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や有機農産物の生産行程管理者や小分け業者が米ぬかに有機表示をする場合、有機加工食品の生産行程管理者の認定も取得することが必要ですか。

(答)

1 通常、農家で生産された茶の葉は酵素による変色等を防ぐため、直ちに火入れをして荒茶に調製することから、当該工程は茶葉の調製工程と見なされます。したがって、有機農産物の認定生産行程管理者は荒茶に対して有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をし、荒茶を加工する事業者へ出荷することができます。ただし、農家が、調製した荒茶をそのまま消費者に販売するために有機表示を行う場合や茶の葉の生産を自ら行わず、農家から購入し、荒茶を製造し、有機表示を行う場合は、有機加工食品の認定生産行程管理者になり有機加工食品の日本農林規格に基づき有機表示することが必要なため、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。ま

V 有機農産物の日本農林規格 (第3条関係)

(問7－4) 農産物を製造、加工したものは有機農産物の日本農林規格の対象とはならないと思われませんが、製造、加工したものはどの程度のものまでを指していますか。精米も加工に含まれますか。

(答)

製造、加工か否かの判断は、当該農産物に加えられた行為等の事情を考慮し、社会通念に照らして判断されることとなります（具体的には、「製造」とは、その原料として使用したものは本質的に異なる新たなものを作り出すこと。「加工」とは、あるものを原材料として、その本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること。）。農産物の場合、加工の概念に即していくつかを例示すれば、例えば加熱、味付け、粉挽き、搾汁、塩蔵などは「加工」に当たると考えられるのに対し、単なる切断や輸送、貯蔵のための乾燥などは加工に当たらないと解されます。ただし、加工食品品質表示基準で示される切り干し大根、干し柿、干し芋、ハーブティ（乾燥ハーブ）は加工に該当します。

また、精米工程は加工に当たらないことから、精米は生鮮食品品質表示基準にあるとおり有機農産物の日本農林規格の対象となります。

(問7－6) 有機農産物の生産行程管理者が茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や有機農産物の生産行程管理者や小分け業者が米ぬかに有機表示をする場合、有機加工食品の生産行程管理者の認定も取得することが必要ですか。

(答)

1 通常、農家で生産された茶の葉は酵素による変色等を防ぐため、直ちに火入れをして荒茶に調製することから、当該工程は茶葉の調製工程と見なされます。したがって、有機農産物の認定生産行程管理者は荒茶に対して有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をし、荒茶を加工する事業者へ出荷することができます。ただし、農家が、調製した荒茶をそのまま消費者に販売するために有機表示を行う場合や茶の葉の生産を自ら行わず、農家から購入し、荒茶を製造し、有機表示を行う場合は、有機加工食品の認定生産行程管理者になり有機加工食品の日本農林規格に基づき有機表示することが必要なため、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。ま

た、紅茶については、生産農家が摘み取った茶の葉を自ら発酵等させる場合であっても、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。

- 2 また、米ぬかは生鮮食品である精米を調製する工程で生産される物資であるため、米ぬかを生産した有機農産物の生産行程管理者又は小分け業者が有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。なお、有機米ぬかを販売する場合、米ぬかは加工食品に該当するため、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）に基づく加工食品の表示を行う必要があることに注意が必要です。

（第4条 ほ場に使用する種子又は苗等 関係）

（問11-10）土を使用しないスプラウト類の栽培にはどのような水を使用すればよいのでしょうか。

（答）

- 1 スプラウト類の栽培において、電解水等の化学的な処理が行われた水や、化学的に合成された物質が添加された水は、使用することができません。

ただし、次亜塩素酸ナトリウムについては、スプラウト類の栽培に使用する水を飲用できるようにする場合に限り使用することが可能です。

- 2 スプラウト類栽培における施設等の衛生管理については、「スプラウト生産における衛生管理指針」（平成27年9月農林水産省消費・安全局）の該当部分を参考にしてください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sprout_shishin.pdf

（問11-11）土を使用しないスプラウト類の栽培に使用する施設、用具等の洗浄、殺菌はできますか。

（答）

栽培に使用する施設、用具等は、洗浄剤、オゾン水や電解水等を使用して洗浄、殺菌することが可能です。ただし、使用後はよく水で洗浄する等により、種子やスプラウト類が洗浄剤等により汚染されないように管理することが必要です。

スプラウト類栽培における施設等の衛生管理については、「スプラウト生産における衛生管理指針」（平成27年9月農林水産省消費・安全局）の該当部分を参考にしてください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sprout_shishin.pdf

（問11-12）土を使用しないスプラウト類の栽培施設の照明は、どのようなものを使用することができますか。

た、紅茶については、生産農家が摘み取った茶の葉を自ら発酵等させる場合であっても、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。

- 2 また、米ぬかは生鮮食品である精米を調製する工程で生産される物資であるため、米ぬかを生産した有機農産物の生産行程管理者又は小分け業者が有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。なお、有機米ぬかを販売する場合、米ぬかは加工食品に該当するため、「加工食品品質表示基準」に基づく表示を行う必要があることに注意が必要です。

（第4条 ほ場に使用する種子又は苗等 関係）

（新設）

（新設）

（新設）

(答)

スプラウト類の栽培施設においては人工照明の使用が禁止されており、スプラウト類の生長や緑化を目的とした照明を使用することはできません。ただし、作業性を確保するために必要な照明を使用することはできます。

(別表 1 関係)

(問 15 - 3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答)

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物の J A S 規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、J A S 法施行令第 10 条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの（平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号）以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。
例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。
- 3 なお、有機 J A S 規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を行う場合においても、肥料及び土壌改良資材については、同規格第 4 条において「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化等に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件（平成十二年農林水産省告示第千五号）

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(別表 1 関係)

(問 15 - 3) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答)

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物の J A S 規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、J A S 法施行令第 10 条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの（平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号）以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。
例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。
- 3 なお、有機 J A S 規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を行う場合においても、肥料及び土壌改良資材については、同規格第 4 条において「製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件（平成十二年農林水産省告示第千五号）

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(別表 2 関係)

(問 16 - 1) 別表 2 に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。

(答)

別表 2 の病害虫の防除用に使用できる農薬は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき登録又は指定された農薬のうち、コーデックスガイドラインの付属書 2 の表 2 に掲げる資材から使用実態等を考慮し必要と認められるもの又は、同ガイドライン 5. 1 の各国による資材一覧の策定基準に基づき追加することとしたものをリストアップしています。

(問 16 - 2) 「有機農産物の日本農林規格」の別表 2 の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書 2 の表 2 のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物(バクテリア、ウイルス、カビ類)であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わない。)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します(平成 27 年 12 月末現在)。

- ・ B T 水和剤、B T 粒剤(生菌、死菌を問わない)
- ・ アカメガシワクダアザミウマ剤
- ・ アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ キイカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ シュードモナス フルオレッセンス水和剤
- ・ シュードモナス ロデシア水和物
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ スタイナーネマ カーポカプサエ剤

(別表 2 関係)

(問 16 - 1) 別表 2 に掲げられているものは、何を基準にして掲げているのですか。

(答)

別表 2 の病害虫の防除用に使用できる農薬は、コーデックスガイドラインで掲げられている資材の中で日本の農薬取締法に基づき登録されている農薬をリストアップしています。

(問 16 - 2) 「有機農産物の日本農林規格」の別表 2 の「天敵等生物農薬」は、どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書 2 の表 2 のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物(バクテリア、ウイルス、カビ類)であることとされていること、また、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天敵等の生物や微生物(生菌、死菌の別を問わない。)そのものを使用した薬剤のみを該当とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します(平成 25 年 2 月末現在)。

- ・ B T 水和剤、B T 粒剤(生菌、死菌を問わない)
- ・ アグロバクテリウム ラジオバクター剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ 非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ シュードモナス フルオレッセンス水和剤
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ スタイナーネマ カーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤

- ・ スタイナーネマ グラセライ剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株水溶剤
- ・ トリコデルマ アトロビリデ水和剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ パーティシリウム レカニ水和剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ バチルス アミロリクエファシエンス水和剤
- ・ バチルス シンプレクス水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ ヒメカメノコテントウ剤
- ・ ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ剤
- ・ ボーベリア バシアーナ水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ メタリジウム アニソプリエ粒剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ ヨーロッパトビチビアメバチ剤
- ・ ラクトバチルス プランタラム水和剤
- ・ リモニカスカブリダニ剤

2 有機加工食品の日本農林規格
(第3条、4条関係)

- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ チャバラアブラコバチ剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ トウガラシマイルドモットルウイルス弱毒株水溶剤
- ・ トリコデルマ アトロビリデ水和剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ ナミヒメハナカメムシ剤
- ・ パーティシリウム レカニ水和剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ バチルス シンプレクス水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ剤
- ・ ボーベリア バシアーナ水和剤
- ・ ボーベリア バシアーナ乳剤
- ・ ボーベリア ブロンニアティ剤
- ・ ミヤコカブリダニ剤
- ・ モナクロスポリウム フィマトパガム剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤

2 有機加工食品の日本農林規格
(第3条、4条関係)

(問 21 - 1) 平成 18 年の改正で、有機加工食品の定義はどのように改正されたのですか。

(答)

平成 18 年の改正では、有機加工食品の定義において、食品添加物（別表 1 に掲げられているものに限り使用可。）が非有機原料であることを明確に示すこととし、有機加工食品の原材料の非有機原料（非有機の農産物、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。））の重量に占める割合を 5%以下と定義しました。

(改正前)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$			
※Dの水・食塩は除く			

(改正後)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B+C}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$			
※Dの水・食塩は除く			

(問 21 - 2) 有機加工食品の製造において、有機加工食品を原材料として使用する場合、どのようなことを考慮すればいいのですか。

(答)

有機加工食品を製造するにあたっては、①有機加工食品の定義を満たすとともに、②原材料の使用重量割合として、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物を少なくとも 95%以上使用することが必要です。

このことから、自社で製造する場合でも他社から購入する場合であっても、原料として配合する有機加工食品については、配合時に有機加工食品の原材料（有機農産物、有機畜産物）を考慮し、使用割合を算出する必要がありますので、購入先から配合割合を入手し、算出する必要があります。

なお、配合割合が入手困難な場合は、有機原料の重量の割合を一律 95%で計算し、有機加工食品の定義を満たすことが必要です。

(問 21 - 1) 平成 18 年の改正で、有機加工食品の定義はどのように改正されたのですか。

(答)

平成 18 年の改正では、有機加工食品の定義において、食品添加物（別表 1 に掲げられているものに限り使用可。）が非有機原料であることを明確に示すこととし、有機加工食品の原材料の非有機原料（非有機の農産物、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。））の重量に占める割合を 5%以下と定義しました。

(現行)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$			
※Dの水・食塩は除く			

(改正後)

有機加工食品			
有機原料	非有機原料	食品添加物	水・食塩
A	B	C	D
$\frac{B+C}{A+B+C} \times 100 \leq 5\%$			
※Dの水・食塩は除く			

(問 21 - 2) 原材料の配合をする場合、どのようなことに配慮すればいいのですか。

(答)

有機加工食品を製造するにあたっては、①有機加工食品の定義を満たすとともに、②原材料の使用重量割合として、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物を少なくとも 95%以上使用することが必要です。

このことから、原料として配合する有機加工食品については、配合時に有機加工食品の原材料（有機農産物、有機畜産物）を考慮し、使用割合を算出する必要がありますので、購入先等から配合割合を入手し算出する必要があります。

なお、配合割合が入手困難な場合は、有機原料の重量の割合を一律 95%で計算し、有機加工食品の定義を満たすことが必要です。

(問 21 - 10) 放射線照射がなされた食品かどうかは、具体的にどうやって確認すればよいのですか。

(答)

我が国において放射線の照射が認められているのは、発芽防止の目的で、ばれいしょに照射する場合に限られています。さらに放射線照射食品は、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令10号）で放射線を照射した旨の表示が義務づけられていますので表示で確認することができます。

(問 21 - 13) 原材料の使用割合は、有機食品以外のものが原材料に占める重量の割合の5%以下となっていますが、これは原料配合時ですか、それとも最終製品としてですか。

(答)

原材料配合時の配合割合です。ただし、原液、濃縮、乾燥等、状態の異なる同一の種類を原材料を混合して使用する場合には、最も多く使用されている原材料と同等の状態に他の原材料を換算した上で割合を算出します（ストレートジュースと濃縮ジュース、液体だしと粉末だし、こんにゃく生芋とこんにゃく芋精粉等）。

また、濃縮ジュース、こんにゃく芋精粉などのように、保管・保存のために乾燥・調製したものを原材料として使用する場合、有機食品の原材料に占める重量の割合の計算については、これらを加水して搾汁やこんにゃく生芋などの重量に換算して行うことができます。

例えば、濃縮ジュースは水を加えることにより100%ジュースに還元することができるため同一の種類に該当し、100%ジュースに換算することができますが、かつお節エキ스는かつお節に還元できないことから同一の種類には該当しないため、かつお節に換算することはできません。

なお、最終製品に含まれない加工助剂については、5%の算出の基礎となる原材料の総重量からは除かなければなりません。

V 表示

(問 24 - 1) 有機JASマークが付いていない農産物や加工食品に、「有機原材料使用」という表示はできますか。

(答)

1 農産物の表示については、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）に基づき、名称（その内容を表す一般的な名称）及び原産地を記載することが必要です。名称の表示やこのほかの強調表示を付する場合、有機JASマークが付いていない農産物に有機農産物と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。

一方、一般的な名称のほか、「肥料は有機質肥料を使用しました」と言うように、栽培方法の過程を強調表示する場合については、紛らわしい表示に該当しないことから可能です。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

(問 21 - 10) 放射線照射がなされた食品かどうかは、具体的にどうやって確認すればよいのですか。

(答)

我が国において放射線の照射が認められているのは、発芽防止の目的で、ばれいしょに照射する場合に限られています。さらに放射線照射食品は、食品衛生法に基づく表示指導要領で放射線を照射した旨の表示が義務づけられていますので表示で確認することができます。

(問 21 - 13) 原材料の使用割合は、有機食品以外のものが原材料に占める重量の割合の5%以下となっていますが、これは原料配合時ですか、それとも最終製品としてですか。

(答)

原材料配合時の配合割合です。ただし、原液、濃縮、乾燥等、状態の異なる同一の種類を原材料を混合して使用する場合には、最も多く使用されている原材料と同等の状態に他の原材料を換算した上で割合を算出します（ストレートジュースと濃縮ジュース、液体だしと粉末だし、こんにゃく生芋とこんにゃく芋精粉等）。

また、濃縮ジュース、こんにゃく芋精粉などのように、保管・保存のために乾燥・調製したものを原材料として使用する場合、有機食品の原材料に占める重量の割合の計算については、これらを加水して搾汁やこんにゃく生芋などの重量に換算して行うことができます。

なお、最終製品に含まれない加工助剂については、5%の算出の基礎となる原材料の総重量からは除かなければなりません。

V 表示

(問 24 - 1) 有機JASマークが付いていない農産物や加工食品に、「有機原材料使用」という表示はできますか。

(答)

1 農産物の表示については、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）に基づき、名称（その内容を表す一般的な名称）及び原産地を記載することが必要です。名称の表示やこのほかの強調表示を付する場合、有機JASマークが付いていない農産物に有機農産物と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。

一方、一般的な名称のほか、「肥料は有機質肥料を使用しました」と言うように、栽培方法の過程を強調表示する場合については、紛らわしい表示に該当しないことから可能です。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

有機、有機農法、完全有機農法、完全有機、海外有機、準有機、有機率〇%、有機産直、有機〇〇（商標登録）、有機移行栽培、雨よけ有機栽培、有機土栽培、オーガニック、organic、有機の味、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても表示してよい例

有機質肥料使用、有機肥料を使用して栽培したトマト
ただし、有機堆肥使用という表示をことさら強調することにより農産物自体が有機的な方法により生産されたものと誤解を招くような表示が行われている場合には、表示規制に抵触するおそれがあります。

2 また、加工食品の表示については、食品表示基準に基づき、名称、原材料名等を一括して記載することが必要です。このほか、有機JASマークの付いていない加工食品に強調表示を付する場合、有機農産物加工食品と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。なお、有機農産物（有機JASマークを付してあるものに限る。）を原材料として使用した旨を説明することは可能です（この際、当該原料となる有機農産物の使用割合が100%でない場合は、当該有機農産物の使用割合の表示が必要です。）。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

有機サラダ、有機野菜ソース、有機トマトケチャップ、有機認証ケチャップ、有機基準適合ソース、オーガニックパスタ、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても、有機JASマークが付いている原材料を使用している場合、表示してもよい例

有機野菜を使用したサラダ（有機野菜〇〇%使用）、有機トマト〇〇%使用ケチャップ、とうふ（有機大豆〇〇%使用）

（問 24 - 3）「有機米」、「有機栽培米」という表示は食品表示基準（平成27年3月20日 内閣府令第10号）の表示に適合しているのですか。

（答）

有機農産物のJAS規格に定めている有機農産物の名称の表示は「米（有機農産物）」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」等と記載することとなっています。一方、食品表示基準の別表第24において、玄米及び精米の名称は、玄米にあつては「玄米」、もち精米にあつては「もち精米」、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載することとなっています。

従って、一括表示枠内の名称表示欄には、「有機米」や「有機栽培米」との表示ではなく、「有機うるち精米」又は「有機精米」など、有機農産物のJAS規格における名称の表示方法と食品表示基準における玄米及び精米の名称の表示方法のいずれも満たすような表示をする必要があります。

なお、一括表示枠外に商品名を表示する場合にあつては「有機米」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」、「有機精米」などの表示をすることができます。

（問 24 - 4）有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。

有機、有機農法、完全有機農法、完全有機、海外有機、準有機、有機率〇%、有機産直、有機〇〇（商標登録）、有機移行栽培、雨よけ有機栽培、有機土栽培、オーガニック、organic、有機の味、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても表示してよい例

有機質肥料使用、有機肥料を使用して栽培したトマト
ただし、有機堆肥使用という表示をことさら強調することにより農産物自体が有機的な方法により生産されたものと誤解を招くような表示が行われている場合には、表示規制に抵触するおそれがあります。

2 また、加工食品の表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に基づき、名称、原材料名等を一括して記載することが必要です。このほか、有機JASマークの付いていない加工食品に強調表示を付する場合、有機農産物加工食品と誤認されるような紛らわしい表示を付することはできません。なお、有機農産物（有機JASマークを付してあるものに限る。）を原材料として使用した旨を説明することは可能です（この際、当該原料となる有機農産物の使用割合が100%でない場合は、当該有機農産物の使用割合の表示が必要です。）。

(1) 有機JASマークが付いていない場合、表示してはならない例

有機サラダ、有機野菜ソース、有機トマトケチャップ、有機認証ケチャップ、有機基準適合ソース、オーガニックパスタ、「外国（国名）有機認証品です。」等の説明

(2) 有機JASマークが付いていなくても、有機JASマークが付いている原材料を使用している場合、表示してもよい例

有機野菜を使用したサラダ（有機野菜〇〇%使用）、有機トマト〇〇%使用ケチャップ、とうふ（有機大豆〇〇%使用）

（問 24 - 3）「有機米」、「有機栽培米」という表示は玄米及び精米品質表示基準の表示に適合しているのですか。

（答）

有機農産物のJAS規格に定めている有機農産物の名称の表示は「米（有機農産物）」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」等と記載することとなっています。一方、玄米及び精米品質表示基準における名称の表示では、玄米にあつては「玄米」、もち精米にあつては「もち精米」、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載することとなっています。

従って、一括表示枠内の名称表示欄には、「有機米」や「有機栽培米」との表示ではなく、「有機うるち精米」又は「有機精米」など、有機農産物のJAS規格における名称の表示方法と玄米及び精米品質表示基準における名称の表示方法のいずれも満たすような表示をする必要があります。

なお、一括表示枠外に商品名を表示する場合にあつては「有機米」、「有機栽培米」、「米（オーガニック）」、「有機精米」などの表示をすることができます。

（問 24 - 4）有機農産物の表示は名称だけでよいのですか。

(答)

有機農産物については、有機農産物の日本農林規格第5条に定める表示の方法に基づき、名称の表示を行うとともに、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）第18条第1項又は第24条第1項の規定による名称及び原産地の表示も必要となります。

従って、有機農産物の日本農林規格第5条の規定に基づき「有機農産物」と表示した場合、食品表示基準に基づき「トマト」等一般名称の表示も必要となります。

（問24－5）有機加工食品の表示は、名称と原材料名だけでよいのですか。

(答)

有機加工食品の表示については、食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）の規定に従うほか、名称の表示及び原材料名の表示については、有機加工食品の日本農林規格第5条に規定する表示方法に従うことが必要です。

有機加工食品の名称の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条に規定する表示例のいずれかにより表示することとしています。原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第5条において、「有機〇〇」等、転換期間中有機農産物等にあつては、「転換期間中有機〇〇」等と記載することとし、「〇〇」には一般的な食品の名称を記載することとしています。

なお、外国生産行程管理者等が格付した有機食品を輸入した輸入業者が、食品表示基準に基づき表示を行う場合には、当該輸入業者が外国生産行程管理者等に代わって有機加工食品の日本農林規格に基づく名称及び原材料名の表示を行うことも可能です。

(答)

有機農産物については、有機農産物の日本農林規格第5条に定める表示の方法に基づき、名称の表示を行うとともに、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項の規定による名称及び原産地の表示も必要となります。

従って、有機農産物の日本農林規格第5条の規定に基づき「有機農産物」と表示した場合、生鮮食品品質表示基準に基づき「トマト」等一般名称の表示も必要となります。

（問24－5）有機加工食品の表示は、名称と原材料名だけでよいのですか。

(答)

有機加工食品の名称の表示は、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第4条第1項第1号の規定にかかわらず、有機加工食品の日本農林規格第5条に規定する表示例のいずれかにより表示することとしています。

個別の品質表示基準がある加工食品については当該品質表示基準の規定による名称の表示も満たす必要があります。

原材料名の表示は、加工食品品質表示基準第3条第1項第2号において、例えば、有機食品にあつては、「有機〇〇」等、転換期間中有機農産物等にあつては、「転換期間中有機〇〇」等と記載することとし、「〇〇」には一般的な食品の名称を記載することとしています。

また、国内の事業者にあつては、名称及び原材料名の表示のほか内容量、賞味期限、保存方法、製造業者等の氏名又は名称及び住所等の表示も必要となります。

なお、外国生産行程管理者等が格付した有機食品を輸入した輸入業者が、加工食品品質表示基準に基づき一括表示を行う場合には、当該輸入業者が外国生産行程管理者等に代わって有機加工食品の日本農林規格に基づく名称及び原材料名の表示を行うことも可能です。